

QRコード付き書面 申請の進め方

＝申請者情報登録とソフトウェアダウンロード＝

令和3年度
商業・法人登記関係

QRコード（二次元バーコード）付き書面申請のメリット

★登記申請書を簡単・正確に作成することができます。

各種の登記申請に必要な様式が準備されており、各申請に対応した項目があらかじめ設けられているので、必要な項目を入力することで、簡単に登記申請書を作成することができます。

また、必須項目の入力漏れを確認する機能がありますので、正確に申請書を作成することができます。

★申請の処理状況をパソコンで確認することができます。

ご自宅や会社のパソコンから、登記の処理状況を確認することができます。

また、法務局から補正通知がされた際などには、お知らせメールが事前に登録したアドレス宛てに送信されます。

★電子署名・電子証明書は必要ありません。

申請用総合ソフトで作成した申請書を印刷して、登記所に提出して申請する方法ですので、電子証明書は必要ありません。

★作成したデータを管理・再利用することができます。

一度作成したデータは、申請用総合ソフト上で管理することができますので、同様の申請を行う際にデータを再利用することができます。

QRコード（二次元バーコード）付き書面の申請方法

(1) 申請用総合ソフトのインストール

[登記・供託オンライン申請システム（登記ねっと）](#) にアクセスして、申請者情報を登録し（初回のみ）、申請用総合ソフトをインストールします。

(2) 登記申請書の作成

申請用総合ソフトを利用して登記申請書を作成し、管轄の登記所（法務局）に申請書の情報を送信します（**電子署名・電子証明書は不要です。**）。

(3) 登記申請書の印刷

申請用総合ソフトで作成した登記申請書を印刷して、収入印紙を貼付した台紙と合わせとじ、押印などを行います。

(4) 管轄の登記所へ提出

(3) で作成した書面を、添付書面及び印鑑届書（印鑑を提出している代表取締役に変更があった場合などに必要です。）とともに、管轄の登記所（法務局）に提出します（郵送も可能です。）。

Google

検索サイトで「登記ねっと」と入力して検索

約 332,000 件 (0.53 秒)

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp

✓ 登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと ← 「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」をクリック

登記・供託オンライン申請システムは、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続きをオンラインにより申請...

- ✓ 登記ねっと
 不動産登記手続 - 登記ねっと - 電子公証手続 - ...
- ✓ 初めてご利用になる方へ
 「登記・供託オンライン申請システム」のホームページへようこそ。この ...
- ✓ かんたん証明書請求
 オペレーティングシステム (OS) 及びWWWブラウザ【かんたん証明書請求 ...
- ✓ 登記・供託オンライン申請 ...
 登記・供託オンライン申請システムは、申請・請求をインターネット又は ...
- ✓ ログイン (パスワード更新)
 オペレーティングシステム (OS)
- ✓ 申請者情報登録
 第2条 (定義) - 一: 「本システ

1 申請者情報登録

登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと

キーワードを入力

[トップページ](#) |
 [登記・供託オンライン申請システムとは](#) |
 [登記ねっと](#) |
 [供託ねっと](#) |
 [ダウンロード \(ソフトウェア\) \(操作手引き\)](#) |
 [オンライン申請ご利用上の注意](#) |
 [FAQ お問い合わせ](#) |
 [サイトマップ](#)

トップページ

すでにご利用されている方 **ログイン**

これからご利用を開始する方

申請者情報登録 ← 「申請者情報登録」をクリック

申請者情報変更 |
 パスワード更新

初めてご利用になる方へ

かんたん証明書請求

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで

令和3年8月30日 [1859005711の運用状況に係るお問い合わせ先変更のお知らせ](#)
 令和3年8月27日 [【お知らせ-再掲】申請用総合ソフトにて「預付」ボタンをクリック時に「アクセスが集中しています」と表示される事象について](#)

利用規約

使用許諾情報

ご使用前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行う使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したと見做されます。本使用許諾書をご確認し、ご理解の上で本システムを使用してください。

内容を確認しながら画面の下へ（スクロール）

使用許諾書

第1条（目的）

本使用許諾書は、法務省と登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）の使用者との間の本システムに関する使用許諾事項等について、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本使用許諾書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- 一 「本システム」とは、法務省が所管する不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証の申請等の手続をオンラインにより処理をするシステムをいいます。
- 二 「登記申請等」とは、次に掲げる不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、供託、成年後見登記及び電子公証に関する手続を行うことをいいます。



本使用許諾に定めのない事項その他使用許諾の条項に関し疑義を生じたときは、法務省とシステム使用者が協議の上、円満に解決を図るものとします。

附則

本使用許諾は、平成23年1月17日から、施行します。

（改正）

平成23年4月1日改正

平成23年8月15日改正

平成23年12月9日改正

平成25年3月29日改正

平成28年3月22日改正

平成29年2月23日改正

令和3年2月15日改正

[このページのトップに戻る](#)

同意する

同意しない

利用する場合は「同意する」をクリック

▼登録する申請者情報を入力してください。
※1年間ご利用（ログイン）のない申請者IDは無効となります。

申請者情報を入力

申請者ID【必須】 <半角英数字11文字以内（大文字小文字区別）>	<input type="text"/>
パスワード【必須】 <「半角英字」、「半角数字」、「記号」混在必須、8文字以上20文字以内（大文字小文字区別）>	▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 <input type="text"/> ※パスワードに設定できる記号はこちらを参照。 ※「申請者ID」及び「パスワード」は、申請者において任意に決めた上、入力してください。
氏名【必須】 <全角20文字以内スペース不可>	<input type="text"/>
氏名（フリガナ）【必須】 <全角カタカナ20文字以内スペース不可>	<input type="text"/>
郵便番号【必須】 <半角数字>	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> (例) 123 - 4567
住所【必須】 <全角80文字以内>	<input type="text"/> (例) 東京都千代田区大手町1-1-1

<半角20文字以内>	(例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください
メールアドレス【必須】 <半角100文字以内>	▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 ※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを
メールの受信内容選択	▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。 受信するメールをチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 全てのメールを受信（全ての項目がチェックされます） <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問（キーワード）【必須】	思い出の場所は？ パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
答え（キーワード）【必須】 <全角40文字以内>	<input type="text"/>

入力画面下の「確認（次へ）」をクリックし、その時表示される画面の「発行（次へ）」をクリックすると確認メールが送信されるので、画面の指示どおりの操作をする。

登記ねっと 供託ねっと

ヘルプ ダウンロード (ソフトウェア) (操作手順書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 **Step3 申請者情報仮登録完了** Step4 認証情報入力 Step5 申請者情報登録完了

▼ 認証情報を発行します。

- ▶ 申請者情報を仮登録しました。以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛てに認証情報を送付します。メール受信制限をされている方は「moj.go.jp」からのメール受信を許可してください。
- ▶ 次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。認証情報の有効期限は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- ▶ 登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ▶ ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

発行(次へ) 中止(トップページへ) ← **クリック**

Step1 申請者情報新規入力 Step2 申請者情報入力内容確認 Step3 申請者情報仮登録完了 **Step4 認証情報入力** Step5 申請者情報登録完了

※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。

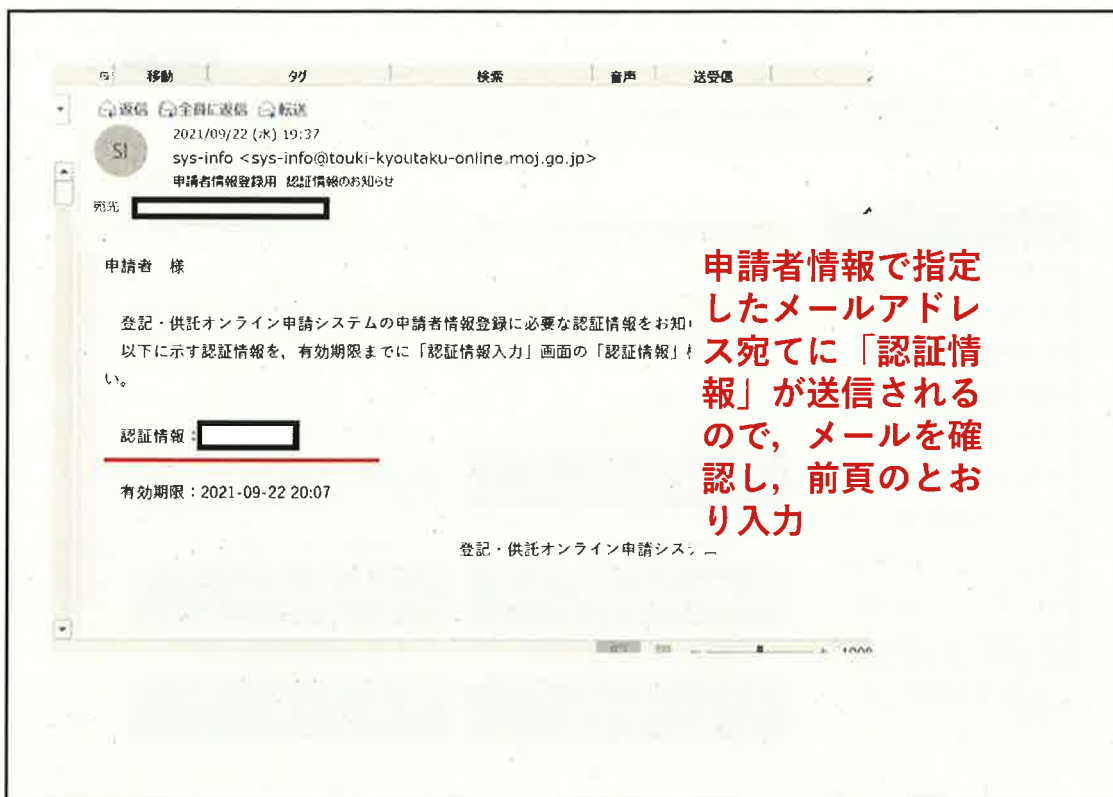
▼ 認証情報を入力します。

- ▶ 登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。
- ▶ 認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。
- ▶ 登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。
- ▶ ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報

登録(次へ) 中止(トップページへ) ← **次頁から入力**

「登録(次へ)」をクリック



2 ソフトウェアのダウンロード

キーワードを入力 検索

[トップページ](#)
[登記・供託オンライン申請システムとは](#)
[登記ねっと](#)
[供託ねっと](#)
[ダウンロード \(ソフトウェア\)](#)
[オンラインヘルプ](#)
[FAQ](#)

「登記ねっと」をクリック

トップページ

すでにご利用されている方 **ログイン**

[かんたん証明書請求](#)
[供託かんたん申請](#)
[処理状況照会](#)

これからご利用を開始する方

[申請者情報登録](#)
 登記・供託オンライン申請のご利用のためには申請者情報の登録が必要です。

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

お知らせ

令和3年9月24日 [【お知らせ】令和3年10月1日出版の郵便料金の取扱いについて](#)
 令和3年9月22日 [【お知らせ】指定公証人の変更について](#)
 令和3年9月17日 [【重要】申請用組合ソフトのバージョンアップ \(V3A-V3.4A\) について](#)
 令和3年9月1日 [【お知らせ】指定公証人の変更について](#)
 令和3年8月30日 [【お知らせ】本システム作業に伴う申請書作成ソフトウェア開発申込システムの停止のお知らせ](#)

[お知らせ一覧](#)

登記・供託オンライン申請のご紹介

[初めてご利用になる方へ](#)

キーワードを入力 検索

[トップページ](#)
[登記・供託オンライン申請システムとは](#)
[登記ねっと](#)
[供託ねっと](#)
[ダウンロード\(ソフトウェア\) \(操作手引書\)](#)
[オンライン申請ご利用上の注意](#)
[FAQ お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

[トップページ](#) > [登記ねっと](#)

登記ねっとトップページ

不動産登記手続

商業・法人登記手続

動産譲渡登記手続

債権譲渡登記手続

成年後見登記手続

電子公証手続

かんたん証明書請求 体験コーナー

体験してみようオンライン登記申請

動画でわかるオンライン登記申請

登記・供託オンライン申請システムによる申請・請求方法のご案内

かんたん証明書請求による請求方法

登記ねっとトップページ

登記ねっとへようこそ！
 登記ねっとは、「登記・供託オンライン申請システム」で取り扱う不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記、成年後見登記及び電子公証についてのオンライン申請の手続案内のページです。

■ 各手続のご案内

不動産登記手続の案内はこちら >> 不動産登記手続	商業・法人登記手続の案内はこちら >> 商業・法人登記手続
動産譲渡登記手続の案内はこちら >> 動産譲渡登記手続	債権譲渡登記手続の案内はこちら >> 債権譲渡登記手続
成年後見登記手続の案内はこちら >> 成年後見登記手続	電子公証手続の案内はこちら >> 電子公証手続

画面の下へ (スクロール)

かんたん証明書請求による請求方法

申請用総合ソフトによる申請・請求方法

操作手引書

【体験版】申請用総合ソフトダウンロード

申請・請求する/処理状況を確認する

申請者情報登録

かんたん証明書請求

申請用総合ソフトダウンロード

処理状況調査

>> 成年後見登記手続
 >> 電子公証手続

■ 「登記・供託オンライン申請システム」による申請・請求方法のご案内

かんたん証明書請求による請求方法はこちら
 申請用総合ソフトによる申請・請求方法はこちら

>> かんたん証明書請求による請求方法
 >> 申請用総合ソフトによる申請・請求方法

← かんたん証明書請求とは
← 申請用総合ソフトとは

■ かんたん証明書請求体験コーナー
 「かんたん証明書請求」を利用した、証明書の請求を疑似体験できるオンラインによる「登記事項証明書の交付請求」などの操作を体験

>> かんたん証明書請求体験コーナー

■ オンライン登記申請 体験コーナー
 「申請用総合ソフト」を利用した、登記申請を疑似体験できるコンテンツです。オンラインによる登記申請の操作を体験してください。

>> 体験してみよう オンライン登記申請

「申請用総合ソフトダウンロード」をクリック

申請用総合ソフトのダウンロード

← 「操作手引書のダウンロード」したい場合にクリック

「ダウンロード」をクリック

操作手引書のダウンロード

申請用総合ソフト

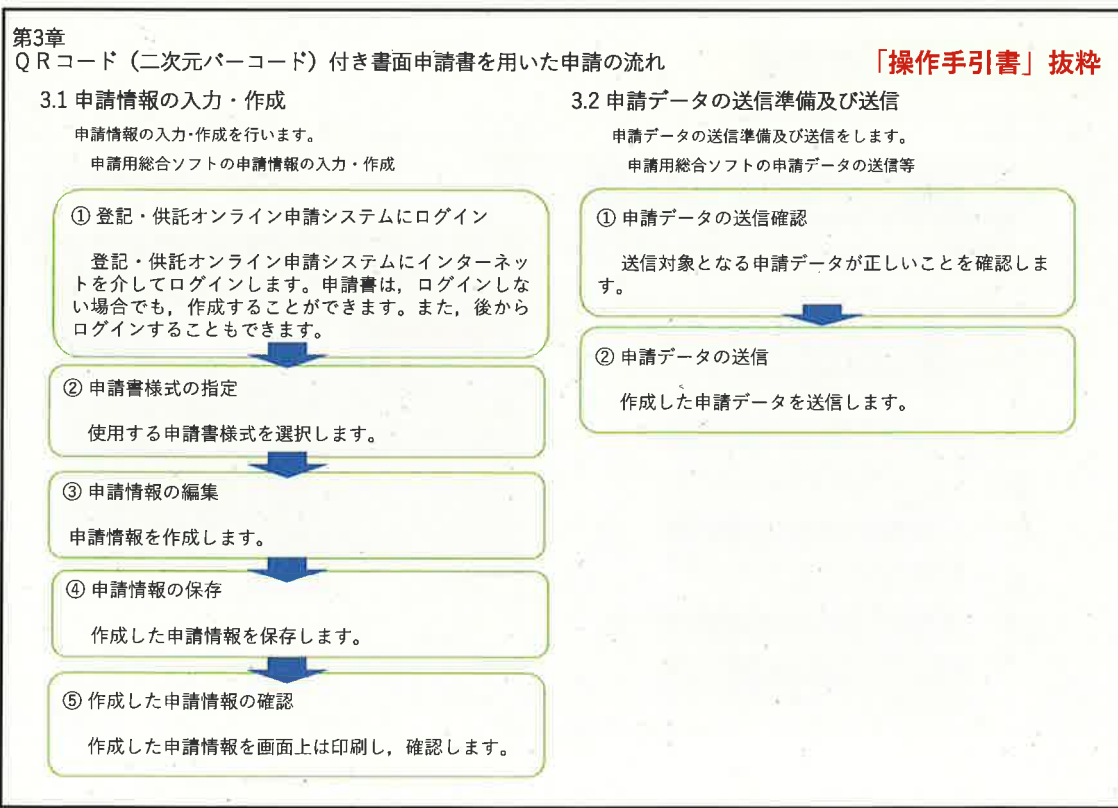
バージョン7.3A(R3828)

ダウンロード

Microsoft社のウェブサイト

地方公共団体情報基盤機構(LGRC)監査証明書をご利用の方はこちら

※ 初めて申請用総合ソフトをお使いになる方は、「操作手引書(簡易版)のダウンロード」のページからオンライン登記申請のかんたん事前準備ガイドをご確認ください。



申請用総合ソフトのダウンロード

申請用総合ソフトとは、申請書作成から、電子署名の付与、送信、電子公文書の取得、データ管理の全
 ログイン・申請用総合ソフト × 取り扱う手続の全てを行うことができます

全ての薬用に 「申請者ID」及び「パスワード」を入力し、「OK」をクリック

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

キャンセル

ダウンロード

ファイルサイズ 31.6MB

download.moj.go.jpであることを確認し、

※ ログイン操作及び「パスワードをお忘れの場合」、「申請者IDをお持ちでない場合」の操作は、
 登記・供託オンライン申請システムの利用納期に限りご利用いただけます。

※ 初めて申請用総合ソフトをお使いになる方は、【操作手引】「【簡単版】のダウンロード」のメニューから「
 オンライン登記申請のかんたん事前準備ガイド」をご確認ください。

3 申請情報の作成

申請用総合ソフトでは、登記手続などに関する申請書の作成、送信及び公文書の取得などを一元的に行うことができます。

申請書の作成を行う

送信前の準備

申請書の送信

処理状況の確認

クリック

申請用総合ソフト

作成 名前 登録済

申請者ID	到達	受付確認	補正	お知らせ	公文書	納付
[Table content obscured]						

申請番号

(並び替え)

追加ファイル一覧

取得公文書一覧

納付番号

登記簿謄本(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人【署名要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請・簿謄本(印刷して登記所に提出する必要があります。)**【署名不要】**
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面簿謄本(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面簿謄本(会社用)(支店の登記同時申請用)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面簿謄本(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面簿謄本(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面簿謄本(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き設立登記書面申請書<登記すべき事項作成支援付き>(印刷して登記所に提出する必要があります。)**【署名不要】**
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置,現物出資なし)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置,現物出資なし)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合,現物出資なし)【署名不要】
 QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合,現物出資なし)【署名不要】
 登記すべき事項の事前提出書(別途登記申請書を登記所に提出する必要があります。)**【署名不要】**
 登記簿謄本申請書(登記申請用)(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社【署名不要】

選択 (クリック)
※申請情報の入力すべき内容や添付書類のひな形は、検索サイトで「法務局」で検索し、「商業法人申請手続」からお進みいただき参考にして下さい。

お問い合わせ先

<電話によるお問い合わせ>
TEL:050-3786-5797 ← **操作に関する問合せ先**
電話をご利用になる際は、今一度、電話番号をお確かめの上、お間違いないようお願いいたします。

※1 050-3786-5797は、Anrcstar IP Voice(ワンナンバー)の番号です。国内一般加入電話からAnrcstar IP Voice(ワンナンバー)への通話料金は全国一律3分11.88円(税込)です。050IP電話からは、ご利用のサービスにより通話料が無料となる場合があります。以下のリンク先から無料通話となる050IP電話サービス一覧を確認することができます。
[\(無料通話となる050IP電話サービス一覧\)](#)

※2 障害等によりAnrcstar IP Voice(ワンナンバー)をご利用いただけない場合は、下記の電話番号をご利用ください。
 TEL:050-3822-2811又は2812 (NTTコミュニケーションズのIP電話番号)

※3 通話料金はご利用の電話回線により異なるため、詳細につきましてはご利用回線の契約内容をご確認ください。

※4 電話混雑時の保留音声又は対応時間外の音声案内についても、自動アナウンスが開始された時点から通話料金が発生します。

<メールフォームによるお問い合わせ>

※ メールフォームでお問い合わせをされる場合、お問い合わせの内容は、利用環境等を含め、できるだけ具体的に記載してください。

※ 【ご注意】次のお問い合わせについては、登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスクではお答えできませんので、それぞれのお問い合わせ先にお問い合わせください。

キーワードを入力 検索

[トップページ](#)
[登記・供託オンライン申請システムとは](#)
[登記ねっと](#)
[供託ねっと](#)
[ダウンロード \(ソフトウェア\) \(操作手順書\)](#)
[オンライン申請ご利用上の注意](#)
[FAQ お問い合わせ](#)
[サイトマップ](#)

トップページ

すでにご利用されている方

ログイン

[かんたん証明書請求](#)

[供託かんたん申請](#)

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで

お知らせ

令和3年9月24日 [【お知らせ】令和3年10月1日以降の](#)

令和3年9月22日 [【お知らせ】指定公証人の変更について](#)

運転状況

**ログインの画面へ
クリック**

登記・供託オンライン申請システム

ログイン

申請番号、パスワードを入力してください。

申請番号ID

パスワード

[▶パスワードをお忘れの場合](#)
[▶申請番号をお持ちでない場合](#)

登記・供託オンライン申請システムにインターネットを介してログインします。申請書は、ログインしない場合でも、作成することができます。また、後からログインすることもできます。

